

国家ぐるみの 耐震偽装

「もう一つの「社会的病理」」

国家ぐるみの



↑まちの中に残された空き地のままの不動産
「改正建設基準法はいりません!!」
建築ジャーナル主催緊急シンポジウム



木の建築設計 江原幸一

2005年に姉歯建築士による構造計算書偽造事件が発覚し、マスメディアはスキヤンダラスに、そしてヒステリックに報道した。しかし、次々に明らかにされる「耐震偽装事件は社会的病理の現れである」と評する者もいるが、その根底にある「もう一つの社会的病理」についてマスメディアは報道していない。

昨年6月20日に改正建築基準法が施行された。この改正は戦後の建築行政史上最悪の出来事である。施行から1年が経ち、その影響がはつきり現ってきた。

改正建築基準法の施行前後の1年間の統計を比較すると、新設住宅の着工数は施行前が127万戸、施行後が99万戸、全建築物の着工床面積は施行前が1億9000万m²、施行後が1億4000万m²である。新設住宅の着工数は22%減、全建築物の着工床面積は26%に落ち込んでしまった。

全建築物の工事費にすると1年間で8・8兆円の損失を招いたことになる。建設投資だけで国家予算の1割を超える数値であり、物流や家電などの関連業種を含めると社会に対する影響の大きさは計り知れない。国交省の「建築基準法の改正」という一政策だけでこのような影響をもたらしたことを、どうしてマスメデ

イアは国民に伝えないのであろうか。

国交省は、政策の失敗による企業の倒産を招かないよう、低金利の貸し付けによるセーフティネットの充実をはかつていると主張するが、すでに改正建築基準法の影響による企業倒産（1000万円以上の負債を抱えて倒産した企業）は1年間で105社に上っている。中小建設業を含めると、毎月300社が倒産しているので、もつと深刻な状況であり、今後、社会保障費の負担増が大きな社会問題としてクローズアップされるであろう。

最近の景気低迷の一因として「改正建築基準法がGDPを押し下げた」と経産大臣が指摘した。まさに「冬柴鐵三國交到来である。これに対して冬柴鐵三國交大臣（当時）は国民に陳謝したが、その影響について過小評価している。冬柴前大臣は、住宅着工数の前年度同月比のマイナスの数値が一桁台になつたことを挙げて、回復してきていると言っているが、これまでに落ち込んだ分の潜在需要を考慮すると、プラスに転じなければ回復してきてることにはならない。国交省がこの1年繰り返した経済への影響については、政府内部からも建築実務者からも絶対的だ。

望視されている。

耐震偽装は都市再生機構（旧公団）の分譲住宅から始まつた

姉歯事件が発覚したのをきっかけに公団住宅の住民が、自分たちが住んでいる建物の耐震性について都市再生機構に問い合わせたところ、相次いで構造計算書の紛失が明らかになつた。旧公団は内規で構造計算書の永久保存を義務づけていた。

保坂展人衆議院議員（社民党）からの質問主意書によると、機構からの回答は5952棟のうち1317棟分の構造計算書の紛失がわかつていて、構造計算書の偽造が行なわれたかどうかは構造計算書が紛失しているので事実確認はできなはずであるが、機構は耐震偽装ではなく「施工瑕疵による耐震強度不足である」と強弁している。

しかしある物件で住民が、紛失した分の構造計算書の再提出を求めたところ、機構は再計算にあたり2度のねつ造を行なつた。ねつ造を行なわなくてはならない物件が存在している以上、他の物件でも設計当初から耐震強度不足の建物があつたのは想像に難くない。

機構によると耐震強度不足の建物は43

棟あり、23棟を補修、20棟を建て替える。これらの物件は1988～1992年に建設されたもので、姉歯耐震偽装物件の1997～2004年より前のことがである。

これらの工事費は、2007年末までに490億円が費やされている。これらは建設に携わった請負業者からの賠償は27億円のみで、残りのほとんどは、間接的に税金で賄われている。

建築確認の審査制度の欠陥は耐震偽装事件の当事者だったイー・ホームズの藤田東吾氏の『月に響く笛 耐震偽装』で明らかにされている通りである。姉歯事件発覚以前に日本建築構造技術者協会によって制度の欠陥について指摘されていましたが、国交省は放置したままだつたが、連の耐震偽装において国交省の建築行政の失策も一因とすれば、民間の耐震偽装物件の建て替えにおいても、国は応分に負担すべきである。

旧公団のこれらの失態に対する行政処分は、国交省からの文書厳重注意処分のみであった。現在の改正建築基準法による建築士に対する処分は、文書保存義務違反は営業停止1カ月であり、もし監理ミスとされた場合は業務停止3カ月である。これらを比べると官尊民卑の実態は

明らかであろう。

ニュータウン開発の失敗などで14兆7000億円の借金を抱える都市再生機構は渡辺喜美行革担当大臣（当時）から解体を迫られたが、冬柴前大臣は拒否を貫いた。機構は住生活基本法、都市再生機構法によってその地位も財源も保証されている。相次ぐ耐震偽装事件では民間企業は解体に追い込まれたが、機構は温存されたままである。

改正建築基準法の問題点

一連の耐震偽装防止のための改正建築基準法の骨子は①建築確認・検査の厳格化、②指定検査機関の業務の適正化、③適合性判定制度の導入である。

改正前は、確認申請が一旦受理されるとから確認済証が交付されるまでに、修正や加筆が可能であった。これは複雑で細部にわたる建築基準法や関連法規に適合させるために必要な行為である。しかし、これを悪用して確認申請提出後に安易に変更したり、書き込みが不十分なまま提出されていることもあり、提出後の変更を原則的にできなくした。

国交省は確認申請や現場検査などの運用面を厳格化させただけとしているが、

実務の現場からすると、これまでの建築

の生産プロセスを一変させてしまうほどに大きな変更である。建築の本質に関する問題であることを国交省は認識していない。建築確認・検査の厳格化は役所の一部署で検討すべきものではなく、建築界全体で十分な議論を経てコンセンサスを得るべきものである。

新築のみならず建築確認の厳格化によって、既存建物の増改築が実質的に不可能になった。既存建物の設計図書（図面や構造計算書など）がなければ建物を改めて調査して構造計算し直さなくてはならないのでそのための費用負担が生じてしまう。既存建物で、ある面積以上の増築を行なう場合、既存部分も現在の建築基準法に適合させる必要があるため、構造補強が建物全体におよび工事費の負担が過大になつた。

さらに確認申請が必要な改修工事や用途変更を行なう場合は、既存建物の工事完了検査済書のないものはできなくなつた。福田首相の提唱する「200年住宅」のストック重視の住宅政策の理念からかけ離れた状況を生み出した。建物を補修しながら長く使っていくどころか、建て替えを助長してしまつている。

構造計算書の偽造防止のために構造計算を二重にチェックする構造計算適合性判定（適応）が導入された。導入当初から実務者の大半はその効果を疑問視していた。実際に判定員数の不足、導入時の理念からはずれた手法、判定員の力量不足

われるが、改修不能な既存建物は一夜にして不動産価値が喪失してしまつた。その影響が徐々に出始めている。

確認申請を受け付ける窓口は特定行政この民間指定検査機関もイーホームズの姿を見て、業務においてかなり慎重になつていている。さらなる業務の厳格化によつて作業量は増し、確認申請数が激減したために廃業した検査機関も出始めている。

国交省は確認申請の停滞の一因として当初「重箱の隅をつつくような審査にする」としていたが、そう指示したのは国交省である。停滞解消のために五月雨式に出される「円滑化」のための緩和処置は、現場を一層混乱させている。特定行政の確認申請の窓口は現在でも受け付けをするのに3ヶ月待ちの状態が続いている。

国交省は事前に明言していなかつたのからトラブルが絶えない。

国交省は2000人の適合性判定資格

者を見込んでいたが、構造技術者をもつとも多く排出している（社）日本建築構造技術者協会が、会員が耐震偽装問題に関係していたことから構造計算の検証業務からの撤退を表明した。適合性判定を行なう検査機関は人員を十分に集められない可能性が高い。

適判は審査期間を大幅に延ばすことになるため、国交省は二重チェックの方法を変えたので、この手法の提案者から疑問の声が挙がっている。また、適判が導入されて以降、この審査の対象建物にならないよう建物の構造を変えたり、工法を変えたりするケースが多くなった。

建築の芸術性や創造性などの本質を根本から変えてしまう事態になってきていた。建築士としては新たなデザインに果敢に挑戦したいと思っても、建築主に過大な負担を強いるわけにはいかないといふ言葉をよく耳にする。

姉歯事件では構造計算プログラムによる構造計算書の改ざんが行なわれた。現在、改ざん防止を徹底した構造計算プログラムの大誤認定の認証が行なわれている。それが普及すれば審査期間が短くなると期待されている。しかし、本来改正法施行前にどの社の製品も認証済みの状況になつてきているべきものである。

改正法が施行されて1年経過しているが、未だに1社のみが認証されている状態である。しかもシェア上位メーカーの承認は棚上げし、シェアのほとんどない元国営企業である（株）エヌ・ティ・ティ・データ製だけが先行承認されている。同社は経産省の委託事業で独禁法違反を指摘されているが、どうして国交省はあえて同社の製品を先行承認したのか不明である。市場のニーズにも応えていないし、再び独禁法に抵触するのではないだろうか。

適判は大きな建物に限らず、たとえ2階建ての木造建築でも限界耐力計算による伝統構法の木造はこの審査を受けなくてはならない。そして木造の限界耐力計算を審査できる機関は地方ではなく、東京にある（財）日本住宅・木材技術センターでなければ審査を受けられない。過大な時間とコストを費やしてまで伝統構法による木造住宅を求める消費者はほとんど現れない。現在、伝統構法が在来工法と同じように確認申請ができるような環境づくりが取り組まれているが3年以上かかり、ハーフドルは高い。その間に長年培ってきたわが国の建築技術の衰退と職人不足は避けられない。

現在、木造2階建て程度の小規模建築

物は「4号特例の審査省略」といつて認申請の提出図面の省略がある。確認申請の提出の義務はないが、建築士がそれぞれ建物の耐震性や衛生面などを確認することになつていてある。あるハウスメーカーが耐力壁計算を怠り、多数の耐震性不足住宅を建ててしまつた事件が発覚し、国交省はすぐにでもこの4号特例を廃止したがつてはいるが、確認申請の停滞を招いた二の舞にならないように廃止の時期を見計らつてている。

建築業界では廃止は見送られるものと樂觀しているが、廃止の延期は一時的なことなので、そう遠くない時期に実施するであろう。実施されると中小工務店にとってはかなりの負担になる。指定確認検査機関や特定行政庁にとつても負担が多大になり、すべての図面をチェックするには今の審査制度では不可能である。

今回のような事件を防ぐには耐力壁計算書を添付すれば事足りる。特例の廃止ではなく耐力壁計算書の添付を義務づければ確認申請の停滞を招くことはないであろう。国交省には柔軟な運用を期待する。平時ににおいて確認申請が停滞しているこの混乱を早急に収束させなければ大震災などの非常時に復旧復興が遅れることになる。「その時はまた特措法で処置すれ

ばよい」などと安易な考えを持つてゐるようであれば、そもそも建築基準法を改正した意義を自己否定することになる。

改正建築士法の問題点

構造偽装問題を受けて国交省が行なつた建築行政の制度見直しは、改正建築基準法だけでなく、建築行政・建築士制度・消費者保護の観点から法改正と新規法策定が行なわれた。どの法律も内容が未完成のまま施行されてしまい、社会的な大混乱を招いている。

今まで構造建築士や建築設備士は意匠設計の設計事務所の下請けとして業務を行なう慣習があり、業務の責任の重さに比べ報酬が低い。一方で建築士の業務報酬基準の見直しが行なわれているが、建築士法の改正では構造および設備は専門職としてそれぞれ構造設計一級建築士と設備設計一級構造建築士が創設された。

両方の資格取得はかなりハードルが高い。構造設計は年配の建築士が多くを占めているが、改めて資格を取得してまで構造建築士を続ける気力はないと言ふ人が多い。姉歯事件が構造建築士の印象を悪くしたために構造建築士を目指す学生もない。適切の業務に移行

する構造建築士も多く、現場では構造建築士が不足し、業務が停滞してしまつてある。構造系建築士に新たに着手してもらうには3ヶ月待ちの状況である。

設備設計士で大学で建築科を専攻した人は少ない。設備設計一級構造建築士は現在、設備設計士にとつてもこれからこの資格を新たに取得しようとする人にとってもハードルが高すぎてなり手はいらない。国交省の新資格の創設の思惑はすでに破綻している。

消費者保護のはずが

2000年施行の住宅の品質確保促進法では建設業者やティベロッパーに対し10年間の瑕疵担保責任を負わせたが、ヒューザーはその責任を果たすことなく倒産してしまつた。そのため消費者保護を目的に住宅瑕疵担保履行法ができた。

この法律は、大企業ほど住宅1棟あたりの負担は小さくなることから、大企業優遇の制度になつていて。

保険制度は保険の掛け金と支払い金のバランスの上で成り立つものなので、保険会社の意向によつて建築基準法以上の性能を求められる可能性が高い。建築基準法では規制のない木造の平らな屋根の制限や使用木材の品質の制限が出てく

る。社民党をはじめほとんどの政党の公約で国内林業の活性化を謳つてゐるが、地域材の流通に深刻な影響をもたらす。この制度が成立するかどうかは未知数であり、保険料の消費者負担も増えることから必ずしも消費者保護にはなつていない。

国交省は一連の法改正において制度設計は間違つていいとの見解を示したが、制度設計の基本は社会的混乱をもたらさないように改善していくべきものである。

建物の安全性向上によつて自然灾害による新たな犠牲者を出さないための制度設計であつたが、建築着工数の落ち込みは建築関連業者の倒産、失業を招き、自殺などによる新たな犠牲者を生み出してしまつた。

本来の目的とは別に、一連の法改正によって国交省の責任は一切なくなり、民間確認検査機関、特定行政庁、建築士、建設業者が責任を負う構図ができあがつた。

改正建築基準法がもたらした経済的文化的破壊は現在の政策決定プロセスが合理的かつ民主的でなくなつたことの現れである。高所得高学歴化が進む中、「官僚国家主義体制」という「もう一つの社会的病理」を放置するわけにはいかない。